

桐生市立東小学校 いじめ防止基本方針

平成26年3月策定（平成30年4月改定）
（令和2年4月改訂）

目指す姿	児童一人一人を大切に 安全で安心して生活できる環境を整えた 家庭や地域から信頼される学校
------	--

1 いじめ防止等のための取組に関する基本的な考え方

この学校いじめ防止基本方針は、「いじめ防止対策推進法」に則り定める。

- (1) 桐生市立東小学校の児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるようにする。＜未然防止＞
- (2) いじめにつながるように些細な兆候であっても、いじめではないかと疑いをもち、早い段階からの確に関わりをもち、被害性に着目し積極的に認知する。また、児童が相談しやすい雰囲気や環境をつくっていく。＜早期発見＞
- (3) いじめがあることが発見された場合、直ちに全ての児童の安全を確保し、適切に指導する等の対策を組織的に行う。また、家庭や関係機関との連絡・連携を行う。さらに、被害者やその家族に寄り添った対応を行う。＜早期対応・解消＞

2 いじめ防止等のための組織

- (1) 「いじめ対策委員会」組織の構成員

校長 教頭 教務主任 生徒指導主任 学年主任 教育相談担当（養護教諭）
教育相談員 スクールカウンセラー

- (2) 活動の概要

- 未然防止の推進など本基本方針に基づく取組の実施、進捗状況の確認、定期的検証
- 教職員の共通理解と意識啓発
- 児童理解や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取
- 個別面談や相談の受け入れ及びその集約
- いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の情報等の集約
- 発見されたいじめ事案への対応

3 いじめ防止等に関する措置

- (1) いじめの未然防止のための取組

「いじめはどの子供にも起こりうる、どの子供も被害者にも加害者にもなり得る」という事実を踏まえ、児童の尊厳が守られ、児童をいじめに向かわせないための未然防止に教職員全員で取り組む。

①居場所づくり

教職員が児童のために「安心感」、「自己存在感」、「満足感」をもたせることができる場所や機会を準備し、いじめが起こりにくい土壌をつくる。

ア 学習指導を充実させ、生徒指導の三つの機能（自己存在感・自己有用感を与える、共感的人間関係を育成する、自己決定の場を与える）を生かした「わかる」「楽しい」授業をつくっていく。

イ 学校環境や教室環境を整備し、学校行事や児童会で児童が活躍した様子を掲示するなど、一人一人の児童が学級に存在感をもてる工夫をする。

ウ 互いのよさを認め合える温かい学級・学校の雰囲気づくりを進める人権教育を充実させる。また、不用意な言動でいじめを助長することがないように、教職員の人権感覚を高める。

エ 学校の教育活動全体で児童の道徳性を育む。また、善悪の判断、友情、思いやり、寛容、公正公平、勇気など、いじめの未然防止に関連した様々な道徳的価値について、児童がじっくりと考えられるようにする。さらに授業の中で、自己を見つめ、自己の生き方についての考えを深める学習を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てていく。

②絆づくり

児童が主体的に行う活動を通して、他者から認められている、他者の役に立っているという「自己有用感」を高め、人と関わることを喜びと感じる場や機会をつくり、いじめに向かわない児童を育成する。

ア 学級活動等でいじめを題材として取り上げ、いじめの未然防止や解決の方法について話し合い、学級全体による集団決定や一人一人の自己決定を経て、いじめ防止へ向けた具体的な取組を実践する。

イ 児童会を中心に、児童がいじめ問題を主体的に考え、自主的ないじめ防止につながるような取組を推進する。また、「ぐんまの子ども『いじめ防止宣言』」を受け、自校のいじめ防止スローガンを決定し、学校全体として統一した取組を進めていく。

③学校・家庭・地域等体制づくり

学校の指導体制を充実し、家庭・地域の理解と協力を得て、児童の健全教育に取り組む体制を構築する。

ア 日頃から児童の学校生活の様子に目を配り、よい行動を積極的に認めたり、言葉に出して具体的な言葉をかけたりする。また、悩みや不安を抱える児童には、共感的に関わり、自らの力で解決できるような助言や支援に努める。

イ 児童の家庭環境や友人関係、生活の様子等の情報を共有し、組織的な指導・支援ができるように全教職員で連携を図る。

ウ 幼稚園・保育園・認定こども園・中学校との縦の接続を大切にし、児童の生活全般や家庭環境、生育歴等の情報を行い、スムーズな受け入れ、受け渡しができるようにする。

エ 学校だより等で学校の様子を積極的に発信し、保護者だけでなく、地域の人も定期的に情報交換を行う。また、保護者や地域の人がいじめにつながるような事案を学校に伝えることができるように、些細なことでも学校に連絡をするように依頼する。

(2) いじめの早期発見のための取組

いじめは、大人の目の届きにくいところで発生しており、学校組織として児童の感じる被害性に着目し早期発見に取り組むとともに、家庭・地域と連携して実態把握に努める。

①いじめを発見する手立て

ア 教師と児童との日常の交流や生活ノート等の活用、休み時間・放課後等の児童と接する機会を通して、児童の気になる様子に目を配る。

イ 全教職員が様々な教育活動を通して、より多くの児童にかかわることにより、発見の機会を多くする。

ウ 「いじめに関するアンケート調査（生活アンケート）」を学校全体で毎月取り組み、気になる児童には面談を実施する。

エ 学校全体として、教育相談員とスクールカウンセラーを活用するなど定期的な面談の実施や児童が希望する時には面談ができる教育相談の体制を整える。

②学級内の人間関係の客観的な把握

ア 「学校集団分析尺度Q-U」等の活用

③いじめを訴えることの意義と手段の周知

ア いじめを訴えることは、人権と命を守ることにつながる行為であることを日頃から指導する。また、学校や関係機関へのいじめの訴えや相談方法を家庭や地域に周知する。

④保護者や地域からの情報提供

ア 日頃からいじめ問題に対する学校の考え方や取組を保護者に周知し、共通認識に立った上で、いじめの発見に協力を求めるとともに、保護者からの訴えに耳を傾ける。また、いじめを発見した際に学校への連絡方法等を周知しておく。

(3) いじめ解消のための取組

いじめ問題が生じたときには、詳細な事実認識に基づき早期に適切な対応を行い、関係する児童や保護者に寄り添った対応と納得する解決を目指す。

①組織的対応の展開

ア 「いじめ対策委員会」として前述の組織構成員で編成する。また、事案に応じて、柔軟に編成するものとする。

- イ 最初に認知した教職員や学級担任が一人で抱え込むことがないように学校全体で速やかに組織で対応する。
- ウ 「いじめ対策委員会」は、いじめに対する対応方針と役割分担を決めて解決にあたる。
- エ いじめの状況、いじめのきっかけ等をじっくりと聞き、事実に基づく指導を行う。聴取は、被害者→周囲にいる者（冷静に状況をとらえている者）→加害者の順に行う。
- オ 被害者（いじめられている児童）への対応として、いかなる理由があっても、いじめられている児童の味方になることを伝え、児童の表面的な変化から解決したと判断せず、支援を継続する。また、いじめに係る行為が止んでいる状態が3か月間継続し、被害者が苦痛を感じていないことを確認できた場合を解消とする。
- カ 加害者（いじめている児童）への対応として、いじめを行った背景を理解しつつ、行った行為に対して毅然と指導をする。自分はどうすべきだったのか、これからどうしていくのかを内省させる。
- キ 観衆、傍観者への対応として、いじめは学級や学年等集団全体の問題として対応し、いじめ問題に、教師が児童とともに本気で取り組んでいる姿勢を示す。

②保護者との連携

- ア 被害者の保護者には、事実が明らかになった時点で、速やかに事実を正確に伝える。また、学校として徹底して児童を守り、支援していくことを伝え、対応の方針を具体的に示す。また、対応経過を細かく伝えるとともに、保護者からの児童の様子についての情報提供を受ける。
- イ 加害者の保護者には、事情聴取後、事実を伝え、児童に同意を得るとともに、指導の経過と指導に対する理解を求める。また、児童が保護者の前で事実を認めなかったり、保護者が学校の対応に納得がいかなかったりする場合には、改めて事実確認をし、学校の指導方針について理解を求める。

③関係機関との連携

- ア 日頃から市教育委員会・教育研究所・子育て支援課、警察、児童相談所等と連携をとる。

(4) 重大事態発生時の対応

重大事態が発生した場合には、関係があった児童が深く傷つき、学校全体の児童や保護者、地域にも不安や動揺が広がる恐れがある。学校は迅速かつ適切な方法で、児童や保護者への心のケアに努めるとともに、落ち着いた学校生活を取り戻すために、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーの配慮に留意する必要がある。その上で法に基づいた調査と報告を行う。

①重大事態とは

- ア いじめにより被害児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた事案。
- イ いじめにより被害児童が相当の期間（年間30日を目安）、学校を欠席した事案。
- ウ その他、いじめの被害児童または保護者が、精神的被害が重大であると申し立てている事案。

②いじめ防止対策推進法に基づく対応

- ア 法第23条に基づく措置
- イ 法第28条に基づく調査
- ウ 法第30条に基づく桐生市長への報告、再調査

③被害児童の保護

- ア 複数教職員による保護
- イ スクールカウンセラーによるケア
- ウ スクールソーシャルワーカーとの活用及び家庭状況の把握
- エ 適応指導教室への通級及び別室登校等の実施

④加害児童への対応

- ア 別室登校の検討
- イ 警察への相談・通報
- ウ 懲戒や出席停止
- エ 加害児童とその保護者に対するケア

4 関係機関との連携

(1) 教育委員会との連携

重大事態の発生の際には教育委員会に速やかに報告し、教育委員会（サポートチーム）と一体となって対応する。また指導主事等を派遣してもらうことや県教育委員会が配置しているスクールカウンセラー等の活用を図る。

(2) 児童相談所等の福祉機関や医療機関との連携

いじめの原因の一つとして児童の家庭に児童虐待等があると疑われる場合、学校は市教育委員会教育支援係・子育て支援課、児童相談所等の福祉機関に速やかに通達する。また、児童に精神疾患等が認められる場合には、スクールカウンセラーの専門的見地からの助言を踏まえつつ、速やかに医療機関に相談する。

(3) 群馬県こころの緊急支援チーム（C R T）の活用

自殺事案が発生した場合は、群馬県こころの健康センター【(027) 263-1166】が派遣する「こころの緊急支援チーム」の活用を図る。

(4) 警察との連携

いじめや暴力行為等に関して、警察と円滑で速やかな対応を連携する。

5 保護者との連携

(1) いじめ対策緊急保護者会の開催

憶測や噂などの誤った情報で事態が混乱することを防止するため、教育委員会との連携協力のもと、いじめ対策緊急保護者会等を開催し、事案の状況や学校の対応などについて説明責任を果たす。

(2) P T Aとの連携

P T A役員等に情報提供するなど積極的にP T Aと連携し、必要に応じて協力を依頼する。

6 評価の実施

いじめ防止等に向けた取組について学校評価を用いて検証し、その結果を教育委員会及び保護者・地域に報告する。